

令和7年（2025年）2月

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会
第1回定例会会議録

2月7日（金）

午前10時 開会

午前11時16分 閉会

(午前10時00分 開会)

○議長(岸本一徳)

これより令和7年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。

現在の出席議員は21名でございます。

議員定数は25名で定足数は13名です。よって定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付しているとおりでございます。

○議長(岸本一徳)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において12番、新川喜男議員、14番、国吉亮議員を指名いたします。

○議長(岸本一徳)

日程第2、会期の決定の件を議題といたします。お諮りいたします。

今定例会の会期は、本日2月7日の1日間としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、会期は2月7日の1日間と決定いたしました。

なお、会期中の会議予定については、配付しました議事日程表のとおりであります。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第3、議長諸般の報告を行います。

友寄永三議員、新垣千秋議員、又吉正信議員より、本日は欠席する旨の届出がございます。

次に議員選出について、まず令和6年9月27日付、沖縄市選挙区選出の金城由美議員の辞職により、同選挙区から諸見里宏美議員が当選されました。

次に令和7年1月25日付、読谷村・嘉手納町・北谷町選挙区選出の福地義広議員の辞職により、同選挙区から新垣千秋議員が当選されました。

今回、新たに当選されました諸見里宏美議員、新垣千秋議員の議席に関連し、会議規則第4条第

2項の規定により議席を指定します。

新垣千秋議員を11番に、諸見里宏美議員を13番に指定します。指定した議席は、お手元に配付しました議席表のとおりでございます。

次に、監査委員より、令和6年6月分から令和6年11月分までの例月現金出納検査結果報告が提出されております。議案書に写しを添付しておりますので、後ほど御確認ください。

また、議会運営委員長より、議会運営委員会の閉会中の継続審査の申出書が提出されておりますので、後刻、議題といたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第4、沖縄県後期高齢者医療広域連合長より行政報告の申入れがありますので、発言を許します。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議員の皆様、おはようございます。

行政報告の前に一言、御挨拶を申し上げます。

既に皆様も御承知のとおり、昨年12月2日よりマイナンバーカード法などの一部改正法が施行され、これまで使用していた被保険者証の新規発行は終了いたしました。

今後は、被保険者証の利用登録をしたマイナンバーカード、いわゆるマイナ保険証を基本とする仕組みに移行するわけですが、これにより医師や薬剤師などの医療関係者が御本人の同意のもと、医療情報を正確に把握・共有することが可能となり、より一層適切な医療の提供が行えるようになるものであります。

一方で、12月2日以降の新規加入者や、何らかの理由によりマイナ保険証を用いない高齢者の皆様に対しては資格確認書を交付するなど、これまでどおり安心して医療を受診していただけるよう、迅速に対応してまいりたいと考えております。

急速に進むデジタル社会の中で、不安を抱える高齢者の方は多くいらっしゃると思いますが、当広域連合において新しい制度への移行については、高齢者の皆様の御理解、御協力を仰ぎながら丁寧に進めていくことはもとより、医療費の適正化、円滑な事業運営により、高齢者の皆様に適切な医療の提供が行えるよう全力で取り組んでまい

ります。

議員の皆様におかれましては、後期高齢者医療制度の適正かつ安定した運営の実施に向けて、引き続きお力添えを賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、令和7年第1回沖縄県後期高齢者医療広域連合議会定例会の開会に当たり、行政報告を行います。

前回定例会が昨年8月23日に開催されておりますので、その日以降、本日までの後期高齢者医療行政につきまして概要の報告をいたします。

昨年10月21日、鹿児島県において、九州後期高齢者医療広域連合地域ブロック協議会連合長会議が開催されました。九州ブロック協議会の要望事項については、議決後、全国後期高齢者医療広域連合協議会へ提出をされております。

11月14日に、全国後期高齢者医療広域連合協議会により全国の広域連合からの要望事項を取りまとめ、福岡資麿厚生労働大臣に対して要望活動を行いました。

その主な内容といたしましては、マイナンバー制度関連について。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴う健康保険証の廃止については、マイナンバーカードを所持しない方も含め、全ての被保険者が引き続き安心して医療機関などを受診できるよう、国は責任を持って取り組み、必要な財政支援を行うこと。

また、オンライン資格確認の運用に当たっては、医療機関などや保険者から細かな情報を聴取し、必要な対策を講じること。

次に、標準システム関連についてであります。

次期標準システムの改修並びにクラウド化については、開発の遅れに伴い、本来必要ではなかった経費は全額を国庫で負担すること。また、増加する運用経費などについて、経費の低減化に向けた方策を早期に講じるとともに、十分な効果が得られない場合、全ての費用について財政支援を行うこと。

次に、今後の保険料引上げに対する措置についてであります。

保険料率改定のたびに均等割額も上昇傾向にあ

ることから、被保険者の負担が過重とならないよう軽減制度の拡充を検討すること。また、その財源については国において確保することなどでございます。

そのほかにも子ども・子育て支援金制度について、大規模災害関連についてなど計5項目について要望しております。

本日の定例会には、承認3件、同意1件、議案4件、合計8件の議案を提出しております。御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

行政報告を終わります。以上であります。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長より行政報告が終わりました。

続きまして、日程第5、承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和7年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

ハイサイ、おはようございます。事務局長の比嘉です。よろしくお願いします。

承認第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について、専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

条例改正の理由につきまして、令和6年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき改正するもので、職員の勤勉手当、期末手当、扶養手当などについての改正及び沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の以前の改正に一部誤りがあったため、併せて改正する必要が生じたためでございます。

一部誤った条例の改正により、御迷惑をおかけしましたことを深くおわび申し上げます。本当に申し訳ございませんでした。

専決処分理由でございますが、議会の議決すべき事件について急を要し、議会を開催するいとまがなかったため、専決処分を行ったものでございます。

誤った条例の改正部分につきましては、議案書15ページにあります第1条関係新旧対照表を御覧ください。今回改められた箇所を下線で示しております。そして、別表第8条関係を改めるものでございます。

第1条の施行日につきましては、14ページの附則第1条第2項のとおり令和6年4月1日から適用としております。

次に9ページ、第2条改正内容につきましては、条例第21条第2項、期末手当に関する改正です。

職員の期末手当100分の122.5を100分の127.5に、管理職にあつては100分の102.5を100分の107.5に改めるものでございます。

次に、条例第24条第2項勤勉手当に関する改正です。

職員の勤勉手当100分の102.5を100分の107.5に、管理職にあつては100分の122.5を100分の127.5に改めるものでございます。

第2条の施行日につきましては、同じく14ページの附則のとおり、令和6年12月1日としております。

次に、第3条の改正内容につきましては、条例第13条、扶養手当に関する改正です。

扶養親族から「配偶者」を削除し、満22歳に達するまでの子の扶養手当月額1万円を1万1,500円に改めるものでございます。

次に、条例第14条、地域手当に関する改正です。

1等地100分の18を100分の20へ、2等地100分の

15を100分の16へ、4等地100分の10を100分の8へ、5等地100分の6を100分の4へ、6等地100分の3を削除とする改正でございますが、現在当広域連合の職員に該当者はございません。

次に、条例第16条、住居手当に関する改正です。

「配偶者」という文言の次に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える改正でございます。

条例第21条第2項は、期末手当に関する規定です。

職員の期末手当100分の127.5を100分の125に、管理職にあつては100分の107.5を100分の105に改めるものでございます。

第24条第2項は勤勉手当に関する規定です。

職員の勤勉手当100分の107.5を100分の105に、管理職にあつては100分の127.5を100分の125に改めるものでございます。

最後に、別表第8条関係を改めるものでございます。

以上、第3条の施行日につきましては、14ページの附則のとおり、令和7年4月1日としております。

13ページをお開きください。第4条の改正について、条例13条、扶養手当に関する改正です。

満22歳に達するまでの子の扶養手当月額1万1,500円を1万3,000円に改めるものでございます。

施行日につきましては14ページの附則のとおり、令和8年4月1日としております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

質疑の通告がありますので、発言を許します。

なお、質疑は3回までとなっています。

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)について質疑をさせていただきます。

先ほど説明もありましたし、全員協議会でも説

明があったんですけれども、大事なことだなと思いますので、この議会でも質疑をします。

条例の間違いがあったということで、その訂正が内容に含まれていますが、間違いが起こった原因と再発防止について伺います。

○議長(岸本一徳)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

総務課の嘉陽です。よろしくお願いいたします。

糸数議員の御質疑にお答えいたします。

本条例は、令和6年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき改正するものでございます。以前改正した条例の条文に一部誤りがあったため、併せて改正するものでございます。

条文を誤って改正した理由ですが、改正当時、現行条例として過去の条文を参照して作成してしまい、誤った条例改正を施行したものでございます。

なお、この条例改正の誤りによる広域連合職員の勤勉手当の支給額につきましては、派遣元市町村の支給額に基づいて支給しておりますので、誤った支給はございませんが、今後このような条例改正の誤りをなくすため、再発防止策として法制事務を専門とする業者と契約を交わし、適切な条例の改正が行われるよう改善していくところでございます。

○議長(岸本一徳)

糸数貴子議員。

○糸数貴子 議員

運用での誤りはなかったということでしたので安堵しているところですが、正しい条例がきちんと公開されるということは本当に大事なことで、今後再発防止をしていくということも了解しました。

予算措置として、次年度予算等どうなっているのかというのをお願いします。

○議長(岸本一徳)

嘉陽総務課長。

○総務課長(嘉陽宗彦)

糸数貴子議員の再質疑にお答えいたします。

今回の給与条例の一部改正誤りが判明後、早急な予算措置を行い、法制事務を専門とする業者と

委託契約を交わしております。

これにより今定例会の給与改正の正しい条文につきましては、委託業者から専門的な意見や提案等を受け、改善したものでございます。

次年度におきましても条例改正に関する予算を計上しており、慎重な取扱いを要する改正につきましては、委託業者と相談・確認等を行い、適切な条例改正の実施に向けて取り組んでまいりたいと思います。

(「終わります」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

これで通告に基づく質疑は終わりました。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第6、承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第1項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和7年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(岸本一徳)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

承認第2号、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

の一部を改正する条例の専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

議案書 33 ページをお開きください。

今回の条例改正理由は、令和 6 年人事院勧告及び沖縄県人事委員会勧告に基づき、沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正内容につきましては、人事院勧告等に基づき、会計年度任用職員の給料表を改正するものでございます。

専決処分の理由でございますが、議会を開催するいとまがなかったため、11月29日付、専決処分を行ったものでございます。

条例の改正部分につきましては、議案書の39ページから40ページの新旧対照表を御覧ください。今回改められた箇所を下線で示しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結します。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第 7、承認第 3 号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

承認第 3 号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更)。

地方自治法第292条の規定により準用する同法第179条第 1 項の規定により、沖縄県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更を別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により、これを報告し承認を求める。

令和 7 年 2 月 7 日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

承認第 3 号、沖縄県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部変更の専決処分の報告及び承認を求めることについて御説明いたします。

議案書の41ページをお開きください。

今回の条例改正理由は、現行の被保険者証が令和 6 年12月 2 日以降、発行が廃止されたことから、沖縄県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の一部を変更する必要性が生じたためでございます。

改正内容につきましては、沖縄県後期高齢者医療広域連合第 4 次広域計画の広域連合と構成市町村との役割分担の表中、広域連合が行う事務及び構成市町村が行う事務に表記されております「被保険者証」及び「資格証明書」を「資格確認書」へ変更するものでございます。

専決処分の理由でございますが、議会を開催するいとまがなかったため、11月29日付、専決処分を行ったものであります。

計画の変更部分につきましては、議案書の44ページの改正内容を御覧ください。今回の変更箇所を下線で示しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしく願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結します。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第 8、同意第 1 号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員選任同意についてを議題といたします。

なお、本案の議事につきましては、大城節子議員が地方自治法第117条の規定により除斥されますので、大城節子議員の退席を求めます。

(大城節子議員退場)

○議長(岸本一徳)

なお、この議題につきましては、除斥の間に討論・採決まで行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

それでは、これより提案者の説明を求めます。
中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員選任同意について。

沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員に下記の者を選任したいので、沖縄県後期高齢者医療広域連合規約第16条第2項の規定により、議会の同意を求める。

氏名 大城節子。

令和7年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、履歴書を別に添付してございますので、御参照の上、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(岸本一徳)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員選任同意について御説明いたします。議案書の47ページをお開きください。

識見を有する監査員の任期が令和7年1月25日をもって満了となったことから、議会の同意を得て選任をするものでございます。

選任する監査委員は、恩納村選出議員の大城節子議員で、議案書49ページに履歴書を掲載しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

同意第1号、沖縄県後期高齢者医療広域連合議会選出の監査委員選任同意について、本案に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより同意第1号について採決します。

本案は、原案のとおり同意することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

休憩いたします。

(午前10時33分 休憩)

(午前10時34分 再開)

(大城節子議員入場)

○議長(岸本一徳)

再開いたします。

続きまして、日程第9、議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、上記の議案を別紙のとおり提案する。

令和7年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

提案理由。

刑法等の一部を改正する法律の施行により、懲役及び禁固刑が廃止され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正する必要がある。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し

上げます。

○議長(岸本一徳)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について御説明いたします。

議案書の51ページをお開きください。

今回の条例改正理由は、刑法等の一部を改正する法律(令和4年法律第67号)の施行により懲役及び禁固刑が廃止、1本化され、これらに代えて新たに拘禁刑が創設されることから、関係条例の一部を改正する必要性が生じたためでございます。

改正内容につきましては、刑法の一部を改正する法律等の施行に伴い、沖縄県後期高齢者医療広域連合条例や規則中に「懲役」「禁固」の字句が含まれる場合において、これらを「拘禁刑」に改めるものでございます。

広域連合における対象条例は、53ページの4件となっております。

条例の改正部分につきましては、議案書の55ページから59ページの新旧対照表を御覧ください。今回改められた箇所を下線で示しております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第10、議案第2号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第2号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)。

令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによ

る。

(歳入歳出予算の補正)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5億1,668万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ1,852億8,441万5,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第2条、債務負担行為の追加は「第2表 債務負担行為補正」による。

令和7年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては、事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(岸本一徳)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第2号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

議案書の64・65ページをお開きください。

第1表、歳入歳出予算補正でございます。ページ下の合計欄を御覧ください。

今回の補正予算は、補正前の歳入歳出をそれぞれ5億1,668万4,000円増額し、合計の額が1,852億8,441万5,000円とするものでございます。

次に72・73ページをお開きください。歳入予算の補正でございます。

1款1項2目保険料負担金を5億4,307万6,000円増額し、193億2,235万8,000円としております。増額の主な要因は、低所得者の保険料軽減分の額の確定による増でございます。

2款2項1目調整交付金を8,171万7,000円減額し、131億2,837万1,000円としております。こちらは給付実績に基づく交付額の変更による減額でございます。

4款支払基金交付金は、出産育児支援金拠出金額の確定により150万6,000円を増額し、718億912万9,000円とするものでございます。

次に74・75ページをお開きください。歳出予算の補正でございます。

1 款 1 項 1 目一般管理費につきましては、債権管理システムの導入延期により1,496万9,000円減額補正し、12億919万5,000円としております。

2 項 1 目賦課徴収費につきましては、通信運搬費、リーフレット作成委託料の減に伴う1,863万6,000円の減額補正により291万3,000円とするものでございます。

5 款 1 項 1 目出産育児支援金につきましては、出産育児支援金拠出金額の確定により150万6,000円の増となっております。

76ページをお開きください。第2表、債務負担行為補正でございます。

令和7年度当初予算に計上している医療給付費関係帳票の印刷等、業務委託料について事前に入札業務などを進める必要があるため、債務負担行為を追加補正するものでございます。

説明は以上となります。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第11、議案第3号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第3号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算。

令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億1,604万円と定める。

第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

令和7年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第3号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合一般会計予算について御説明いたします。

一般会計予算は、広域連合の運営に係る人件費や事務費に係る予算でございます。

議案書の90・91ページをお開きください。事項別明細書の歳入でございます。ページ下の合計欄を御覧ください。

予算総額として3億1,604万円を計上しております。前年度と比較して1,900万4,000円の増となっております。一般会計の歳入のほとんどは市町村からの負担金でございます。

次に94・95ページをお開きください。歳出の主な内容について御説明いたします。

2 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費は3億975万3,000円を計上しており、前年度と比べ1,893万7,000円の増となっております。

一般管理費の主なものとして、95ページの2節職員の給料や手当等の人件費の増、97ページの11節役務費の公金事務取扱手数料等の増額によるものでございます。

次に98・99ページをお開きください。

4 款予備費は177万9,000円となっております。

説明は以上です。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結します。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第12、議案第4号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

中村正人連合長。

○連合長(中村正人)

議案第4号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算。

令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条第1項、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,764億137万1,000円と定める。

第2項歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は「第1表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は120億円と定める。

(歳出予算の流用)

第3条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

第1号、保険給付費の各項に計上した予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。

令和7年2月7日提出。

沖縄県後期高齢者医療広域連合長 中村正人。

なお、詳細につきましては事務局より説明させていただきますので、御審議のほどよろしくお願いを申し上げます。

○議長(岸本一徳)

比嘉哲也事務局長。

○事務局長(比嘉哲也)

議案第4号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療広域連合特別会計予算について御説明いたします。

議案書の108・109ページをお開きください。歳入歳出予算事項別明細書の総括です。ページ下の合計欄を御覧ください。

特別会計予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,764億137万1,000円を計上しております。前年度と比べ32億286万2,000円の減となっております。

次に114・115ページをお開きください。歳入の主な内容について御説明いたします。

1 款市町村支出金は347億2,582万8,000円で、前

年度と比べ13億7,737万3,000円の増となっております。市町村の負担金として、事務費負担金、保険料等負担金、療養給付費負担金がございます。

1 項市町村負担金 1 目事務費負担金は9億5,900万円で、前年度と比べ1億3,800万円の増となっております。市町村からの事務費負担金で、広域連合規約に基づき、均等割10%、高齢者人口割50%、人口割40%の割合で按分し算定しております。

2 目保険料等負担金は203億3,714万5,000円で、前年度と比べ15億5,786万3,000円の増となっております。所得の伸び、被保険者数の伸び等を考慮し計上しております。

3 目療養給付費負担金134億2,968万3,000円。前年度と比べ3億1,849万円の減額となっております。これは歳出予算において、療養給付費の12分の1を市町村が定率で負担するものでございます。

2 款国庫支出金 1 項国庫負担金 1 目療養給付費負担金415億3,800万8,000円。前年度と比べ17億6,873万6,000円の減となっております。療養給付費の12分の3を国が定率で負担するものでございます。

2 目高額医療費負担金12億2,026万円。前年度と比べ1,471万6,000円の減となっております。1件80万円以上の高額医療費の4分の1を国が負担するものでございます。

2 項国庫補助金 1 目調整交付金124億5,874万1,000円。前年と比べ7億5,074万3,000円の減となっております。広域連合間の財政の不均衡の是正や事業の内容などの特別な事情により交付されるものでございます。

2 目後期高齢者医療制度事業補助金4,902万8,000円。前年度と比べ191万7,000円の増となります。健診事業費の3分の1補助でございます。

116・117ページをお開きください。

3 款県支出金 1 項県負担金 1 目療養給付費負担金134億2,968万3,000円。前年度と比べ3億1,849万円の減となります。療養給付費に対して、12分の1を県が定率負担するものでございます。

2 目高額医療費負担金12億2,026万円。前年度と比べ1,471万6,000円の減となります。1件80万円以上の高額医療費の4分の1を県が負担するもの

でございます。

2 項財政安定化基金支出金 1 目財政安定化基金交付金につきましては13億4,835万7,000円の減で、費目存知となっております。

この基金は、財政の安定化を図る目的で、国・県・広域連合が3分の1ずつ財源を負担して設置した基金でございます。前年度においては財源不足が見込まれたため、沖縄県と協議を重ねて繰入れを決定しております。

4 款支払基金交付金708億2,821万3,000円。前年度と比べ9億7,941万円の減となります。支払基金が国保や被保険者などの現役世代の保険料から後期高齢者支援金を徴収し、広域連合へ交付するものでございます。

5 款特別高額療養費共同事業交付金 1 億3,718万2,000円。前年度と比べ1,257万円の減となっております。国保中央会を通じて、400万円以上の高額医療費に対して交付されるものでございます。

118・119ページをお開きください。

10 款諸収入 1 億4,457万1,000円。前年度と比べ2,395万3,000円の減となっております。

次に120・121ページをお開きください。

3 項雑入 4 目第三者納付金2,220万円の減となっております。交通事故などのけが等の治療で広域連合が立替払いを行った場合、加害者へ請求する損害賠償金でございます。

5 目返納金は178万1,000円の減となっております。

以上が歳入の主な説明となります。

続きまして、歳出の主な内容について御説明いたします。

124・125ページをお開きください。

1 款総務費 1 項総務管理費 1 目一般管理費 9 億8,617万3,000円。前年度と比べ7,122万6,000円の増となっております。

主な要因としましては、11節役務費の標準システムのクラウド通信回線使用料の増及び127ページ、13節使用料及び賃借料の電算システムリース料の増によるものでございます。

次に同じく126・127ページ、2 目賦課徴収費 2,044万3,000円減の主な要因としまして、12節委託料、医療保険制度改正等周知用リーフレット作

成委託業務の廃止によるものでございます。

2 款保険給付費 1 項療養諸費 1 目療用給付費 1,580億7289万円。前年度と比べ34億656万6,000円の減となっております。これまでの実績、被用者数の伸び、1人当たりの医療費の伸びなどにより算出しております。

2 目訪問看護療養費32億7,383万3,000円。前年度と比べ7億1,238万1,000円の増となっております。訪問看護を受けた際の療養費でございます。

128・129ページをお開きください。

5 目審査支払手数料 3 億3,030万8,000円。前年度と比べ1,523万9,000円の増となっております。国保連合会への療養費等の請求に関する審査及び支払いに対する手数料でございます。

2 項高額療養諸費 1 目高額療養費112億3,884万1,000円。前年度と比べ7億5,390万2,000円の減となっております。自己負担額が限度額を超えた場合に支給されるものでございます。

2 目高額介護合算療養費 1 億5,457万5,000円。前年度と比べ613万4,000円の増となっております。後期高齢者医療と介護保険の両方の負担額の合算で、限度額を超えた場合に支給されるものでございます。

3 項その他医療給付費 1 目葬祭費 2 億4,590万円。前年度と比べ4,564万円の増となっております。

2 目その他医療給付費 7 億6,224万2,000円。前年度と比べ4,722万6,000円の増となっております。その内容につきましては、新型コロナウイルス感染症による傷病手当、あんま・マッサージ、はり・きゅう、柔道整復、補装具等に対する給付となっております。

4 款 1 項 1 目特別高額医療費共同事業拠出金 1 億6,193万8,000円。前年度と比べ645万5,000円の増となっております。著しい高額な医療費の発生による財政の影響を緩和するため国保中央会が実施するリスク分散を図るための共同事業への拠出金及び事務費となっております。

130・131ページをお開きください。

5 款支払基金拠出金 1 項支払基金拠出金 1 目出産育児支援金 1 億274万8,000円。前年度と比べ53万8,000円の増となっております。

6 款保健事業費 1 項健康保持増進事業費 1 目健

康審査費 4 億7,080万4,000円。前年度と比べ3,701万2,000円の増となっております。

2 目その他健康保持増進費 5 億6,323万2,000円。前年度と比べ3,435万6,000円の増となっております。その内容につきましては、保健事業と介護予防の一体的実施委託料において、参加市町村数が前年度の35市町村から本年度36市町村へ増加する見込みのためでございます。

132・133ページをお開きください。

9 款諸支出金 1 項償還金及び還付加算金3,375万6,000円。前年度と比べ170万7,000円の増となっております。

10款予備費として294万8,000円を計上してございます。不測の事態に備えての予備的経費でございます。

以上が令和 7 年度特別会計の歳入歳出の説明となります。

御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長(岸本一徳)

ただいま連合長と事務局長より説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、通告に基づく質疑はありません。

これにて質疑を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第13、これより一般質問を行います。

発言時間は、当局答弁を含めず 10 分以内となっております。

なお、本日の質問者は一般質問日程表のとおりであります。

順次、発言を許します。

糸数貴子議員、登壇を願います。

○糸数貴子議員

那覇市選出の糸数貴子です。通告に基づき、一般質問を行います。

服薬通知(ポリファーマシー対策)事業について。

服薬通知の実績とその事業の効果について、費用対効果がどのようになっているか伺います。

再質問等は議席にて行います。

○議長(岸本一徳)

通事保健事業グループリーダー。

○事業課保健事業グループリーダー(通事勇生)

事業課保健事業グループの通事です。よろしくお願いいたします。

糸数貴子議員の御質問にお答えします。

服薬通知(ポリファーマシー対策)事業は、令和 2 年度から実施している事業で、2 か所以上の医療機関から合算して 1 か月当たり14日以上の内服薬を 8 種類以上処方されている方を対象とし、抽出し、御本人へ処方内容を知ることにより、適正服薬を促す事業でございます。

令和 5 年度決算における事業費では、事業者への委託料が790万3,940円で、3,790名の対象者に通知を発送しております。

発送後の薬剤費用の減額の結果として、1 か月当たり249万4,308円の効果が出ております。

以上です。

○議長(岸本一徳)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

御答弁ありがとうございます。

委託料が年間で790万円、1 か月で249万円余りの効果が出ているということが分かりました。

これしっかりと追跡調査が必要かと思いますが、その追跡調査を今後どのように、また効果を上げるためにしていくのかというのをお願いします。

○議長(岸本一徳)

通事保健事業グループリーダー。

○事業課保健事業グループリーダー(通事勇生)

糸数貴子議員の再質問にお答えいたします。

追加の調査につきましては、前回調査した同じ対象者をさらに調査期間を延長し、効果を追跡するという調査になろうかと思いますが、これまでの調査分析結果や費用対効果を踏まえた上で、同調査について必要性を含め検討してまいります。

そのため、令和 7 年度当初予算案には計上しておりません。

○議長(岸本一徳)

糸数貴子議員。

○糸数貴子議員

令和 7 年度は今のところ予定はないということでした。服薬通知をするということで、逆に医療費の抑制を過度な感じで利用者が受け取らないか

というところもありますので、かなり丁寧な事業の推進が必要だと思います。この件については費用対効果含め、今後注視していく必要があるかと思しますので、ぜひしっかりと丁寧な運用をよろしくお願いします。

以上で要望して終わります。ありがとうございます。

○議長(岸本一徳)

これをもって、糸数貴子議員の一般質問を終わります。

以上で、通告されました一般質問は全て終了いたしました。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第14、これより討論・採決を行います。

承認第1号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合職員の給与に関する条例の一部を改正する条例)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより承認第1号について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認されました。

○議長(岸本一徳)

承認第2号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いた

します。

○議長(岸本一徳)

これより承認第2号について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○議長(岸本一徳)

承認第3号、専決処分の報告及び承認を求めることについて(沖縄県後期高齢者医療広域連合第4次広域計画の一部変更)、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより承認第3号について採決いたします。

本案は、原案のとおり承認することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり承認することに決定されました。

○議長(岸本一徳)

同意第1号の討論・採決については、先ほど採決まで行っておりますので、次の議案第1号、討論・採決を行います。

議案第1号、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について、本案に対する討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第1号について採決いたします。
本案は、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

議案第2号、令和6年度沖縄県後期高齢者医療
広域連合特別会計補正予算(第2号)、本案に対する
討論を行います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結
いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第2号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

議案第3号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療
広域連合一般会計予算、本案に対する討論を行
います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結
いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第3号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

議案第4号、令和7年度沖縄県後期高齢者医療
広域連合特別会計予算、本案に対する討論を行
います。

討論はありませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

討論なしと認め、これをもって討論を終結
いたします。

○議長(岸本一徳)

これより議案第4号について採決します。

本案は、原案のとおり可決することに御異議
ありませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長(岸本一徳)

続きまして、日程第15、議会運営委員会の閉
会中の継続審査の申出についてを議題といた
します。

議会運営委員長から、会議規則第73条の
規定により、お手元に配付しました申出書
のとおり、閉会中継続審査の申出があり
ます。

お諮りいたします。

委員長からの申出のとおり、閉会中の
継続審査に付することに御異議あり
ませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、委員長からの申出のとおり、
閉会中の継続審査に付することに決
定いたしました。

○議長(岸本一徳)

最後に、議決事件の字句及び数字等の
整理についてお諮りいたします。

本定例会において議案等が議決され
ましたが、その条項、字句、数字、そ
の他の整理を要するものにつきましては、
会議規則第45条の規定に基づき、そ
の整理を議長に委任されたいと思
います。

これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(岸本一徳)

御異議なしと認めます。

よって、条項、字句、数字、その
他の整理は、

議長に委任することに決定いたしました。

○議長(岸本一徳)

以上で、本定例会に付議されました案件の審議
は全部終了いたしました。

○議長(岸本一徳)

これで、令和7年第1回沖縄県後期高齢者医療
広域連合議会定例会を閉会いたします。

~~~~~

(午前11時16分 閉会)

上記のとおり会議録を調製し、署名する。

令和7年(2025年)2月7日

議 長 岸 本 一 徳

署名議員 新 川 喜 男

署名議員 国 吉 亮